

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十二年二月二十四日

港区長 武井雅昭

記

平成二十年十月十日議決を得た工事請負契約（仮称）「こうなん星の公園自転車駐車場整備工事」の契約金額「七億二千八百八十四万二千八百七十円」を「七億五千三百五十万二千六百五円」に、工期「契約締結の日の翌日から平成二十一年十二月十八日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十二年三月二十五日まで」に変更する。